ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
アイジーエー株式会社	埼玉県東松山市大字新郷二百六十六番地一	防水施工
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　［略］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
有限会社金城鉄筋工業	千葉県市川市北方町四丁目千八百九十六番地三	鉄筋施工
株式会社ユーシン	東京都江戸川区東葛西六丁目一番二十―百二号	建設機械施工
株式会社ハンズワタベ	新潟県長岡市寺泊花立千百十番地	建築大工

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　［同上］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
アイジーエー株式会社	埼玉県東松山市石橋九―一	防水施工
［同上］		

○法務省告示第四百八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ニュー小湊ホテル	千葉県鴨川市小湊百八十二番地の二	ホテル業務

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。